

# 教育職員検定による特別支援学校教諭一種・二種免許状取得方法

受講する講座の選択にあたっては、免許状授与を申請する都道府県教育委員会にご相談ください。

## 1 所要資格及び必要単位数

特別支援学校教諭免許状は、最低必要単位数のほか、必要な教育領域を満たす必要があります。

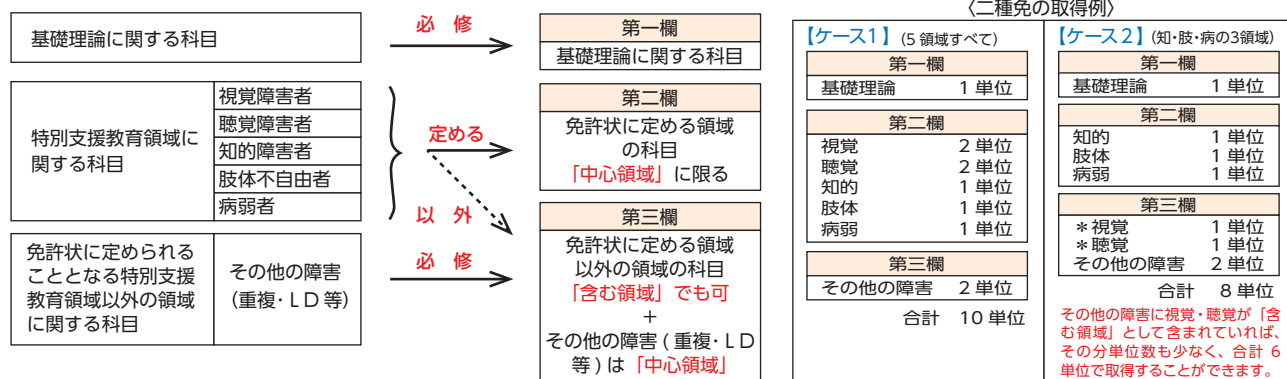
(教育職員免許法第6条 別表第7 教育職員検定による取得要件/文部科学省が示すモデルケースの場合)

免許状の種類	二種	一種
有することが必要な免許状(基礎免許状)	幼、小、中、又は高等学校教諭の普通免許状	特別支援学校教諭二種免許状
必要在職年数(基礎免許状の当該校種の教員としての在職年数)	3年	3年
最低必要単位数(基礎免許状取得後に修得した単位のみ有効)	6単位	6単位

特別支援教育に関する科目	特別支援教育領域	必要要件	必要単位数	必要単位数	
第一欄	特別支援教育の基礎理論に関する科目	1単位以上		単位数の内訳は免許状の授与を申請する都道府県教育委員会でご確認ください。	
第二欄	特別支援教育領域に関する科目 (免許状に定める領域の科目は「中心となる領域」に限ります。)	視覚	2単位 「心理*」と「指導法*」を各1単位		合計で3単位以上
		聴覚			
		知的 肢体 病弱	1単位 「心理・指導法*」で1単位		
第三欄	免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目 (免許状に定める領域以外の科目は「含む領域」でも構いませんが、その他の障害教育領域は「中心となる領域」に限ります。)	第2欄の5領域のうち免許状に定めない全ての領域 + その他の障害教育領域(重複・LD等)	2単位以上		
合 計		6単位以上		6単位以上	

## 2 教育領域の考え方 (二種免許状を取得する場合)

特別支援学校教諭免許状は、取得しようとする免許状に定める教育領域以外の全ての領域についても履修する必要があります。(視覚障害者・聴覚障害者・知的障害者・肢体不自由者・病弱者の全ての領域とその他の障害教育領域(重複・LD等)が必要) ※領域の追加や免許状の上進については、勤務先のある都道府県の教育委員会へご相談ください。



## 免許科目対応表(特別支援学校一種・二種【教育職員検定用】)

特別支援教育に関する科目	特別支援教育領域		講座番号	講座名	単位数	
	中心領域	含む領域				
第一欄	特別支援教育の基礎理論に関する科目		教員(19)	特別支援教育基礎論A	1	
第二欄 (第三欄)	特別支援教育領域に関する科目	心理* 指導法*	視覚障害者	教員(27)	視覚障害者心理・生理・病理概論A	1
		心理* 指導法*	聴覚障害者	教員(24)	視覚障害者教育課程・指導法概論A	1
		心理・指導法*	知的障害者	教員(23)	聴覚障害者教育課程・指導法概論A	1
			肢体不自由者	教員(25)	聴覚障害者心理・生理・病理概論A	1
第三欄	免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目	重複・LD等 (重複障害、言語障害、情緒障害(自閉症を含む)、学習障害(LD)、注意欠陥多動性障害(ADHD))	視覚障害者	教員(20)	知的障害者教育総論A	1
			聴覚障害者	教員(21)	知的障害者教育総論 I	1
			肢体不自由者教育総論A	教員(22)	1	
			重複障害者教育総論A	教員(26)	1	
			LD等教育総論A	教員(28)	1	

心理\* : 心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目  
 指導法\* : 心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目  
 心理・指導法\* : 上記をすべて含む科目

免許状取得方法(単位や科目)に関する相談、免許状授与の申請方法などは、免許状授与を申請する都道府県教育委員会にお尋ねください。

## 免許法認定公開講座について

この公開講座は、「教育職員免許法施行規則 第43条の3」に基づき実施する、特別支援学校教諭一種・二種免許状、養護教諭専修免許状を取得するための免許法認定公開講座です。

### 1 免許法認定公開講座で修得した単位の有効性について

本講座において修得した単位は、教育職員免許法施行規則第43条の3に基づく免許法認定公開講座の単位であり、教育職員免許法第6条別表第6及び第7、また、同法第5条の2第3項に規定する教育職員検定のうち、同施行規則第7条第5項第2号による公開講座のため、はじめて教員免許状を取得される際に必要な単位数を定めた同法第5条別表第1においては有効となりませんのでご注意ください。また、過去に本学の同名の講座を受講し単位の認定を受けた方は、新たな単位の付与は認められません。

### 2 受講対象

#### ①特別支援学校教諭一種・二種免許状取得のための免許法認定公開講座

小学校・中学校・高等学校・幼稚園教諭の普通免許状を有し、教育職員免許法に定める学校及び教育委員会に勤務する方で、特別支援学校教諭一種・二種免許状の取得を希望される方

また、特別支援学校教諭一種・二種免許状を有する方で領域追加を希望される方

#### ②養護教諭専修免許状取得のための免許法認定公開講座

養護教諭一種免許状を有する方で、教育職員免許法に定める学校及び教育委員会に勤務する方

### 3 受講者の決定について

申込期間終了後10日前後で、仮申込者に受講申込手続き書類をお送りします。

①特別支援学校教諭一種・二種免許状取得のための免許法認定公開講座については、教育職員免許法附則第16項の改正問題への対応及び特別支援学校教諭免許状取得率向上を目的とし、愛知県教育委員会との相互連携協定に基づき、愛知県内の特別支援学校に勤務する現職教員の方を優先して受け付けさせていただきます。

### 4 単位の認定・通知

#### ①単位の認定・通知について

講義時間数の5分の4以上出席した方のうち、成績審査に合格した方(試験若しくはレポート等にて評価します)に単位修得証明書を発行し、受講者の指定した送付先に郵送します。

#### ②単位修得証明書の郵送について

下記の日程表により送付する予定です。発送予定日以前に単位修得証明書を送付することはできませんので、あらかじめご承知おきください。

#### ◆特別支援学校教諭一種・二種免許状取得のための免許法認定公開講座

講座番号	講座名	発送予定時期	講座番号	講座名	発送予定時期
教員(19)	特別支援教育基礎論A	8月下旬	教員(24)	視覚障害者教育課程・指導法概論A	11月中旬
教員(20)	知的障害者教育総論A	8月下旬	教員(25)	聴覚障害者心理・生理・病理概論A	12月上旬
教員(21)	知的障害者教育総論I	10月中旬	教員(26)	重複障害者教育総論A	12月中旬
教員(22)	肢体不自由者教育総論A	11月上旬	教員(27)	視覚障害者心理・生理・病理概論A	2月下旬
教員(23)	聴覚障害者教育課程・指導法概論A	11月上旬	教員(28)	LD等教育総論A	2月下旬

#### ◆養護教諭専修免許状取得のための免許法認定公開講座

教員(29)	学校保健学特論	11月中旬
--------	---------	-------

※単位修得証明書の再発行は有料となります。

(証明書についてのお問い合わせ)

教務企画課 ホームページ <https://www.aichi-edu.ac.jp/contact/certificate.html>

## 5 合理的配慮

手話通訳等の支援が必要な方は、仮申込フォーム「備考欄」にご希望をご入力ください。

## 6 問い合わせ先

愛知教育大学 地域連携課 地域連携係 TEL：0566-26-2695 (8:30～17:00 土日祝日を除く)

\*免許状の取得方法（単位や科目）に関する相談、免許状授与の申請方法などは、免許状授与を申請する都道府県教育委員会へお問い合わせください。